

社会福祉法人 緑仙会

中期経営計画

計画期間：平成29年度～平成33年度

策定 平成29年3月

改定 平成30年3月

はじめに

社会福祉法人緑仙会（以下「当法人」という。）は、精神障害者の働く場や生活支援の場の設立を願う家族会を前身として、平成元年に設立されました。重度の障害がある人でも、地域で安心して生活することができるように、各事業を実施しています。

現在では、就労移行支援事業所・就労継続支援B型事業所「パルいずみ」、就労継続支援B型事業所「パル三居沢」、自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練事業所「ウインディ広瀬川」、障害者相談支援事業所「ほっとすぺーす」の運営を一体的に行い、関係機関との連携の下で支援を進めています。

当法人は、仙台市の指定管理者として、第1回目は平成16年度～平成18年度の3年間、第2回目は平成19年度～平成23年度の5年間、第3回目は平成24年度～平成28年度の5年間の指定を受けて業務に取り組んできました。

この間、様々な民間企業等も参入して多くの事業所が設立されましたが、当法人では、利用者の高齢化・重度化や、障害者と高齢者等が同居する世帯への支援といった課題にも対応しています。

平成28年4月には、障害者差別解消法が施行されました。これからの社会は、障害のある人すべてが、障害のない人と地域社会の中で共に暮らし、あらゆる活動に参加できるような取組の推進が求められています。

支援を必要とする人たちが、住み慣れた地域で安心した暮らしを継続できるような取組を推進していくためには、当法人としても組織基盤の強化を図り、安定した経営を維持していくことが必要となっています。このため、当法人の経営方針を明確にするとともに、経営資源に重点を置いた基本的な方向性について検討を重ね、あるべき将来像（経営ビジョン）を具現化するための行動指針として、平成29年度から平成33年度までの5年間の計画期間とする「中期経営計画」を策定しました。

今後は、本計画を積極的に推進するとともに、より一層地域福祉の発展に努めてまいります。

平成29年3月

社会福祉法人 緑仙会 理事長 菊地 正晃

1. 中期経営計画基本方針

当法人は、平成22年12月に「第一次中長期経営計画（平成23年度～平成25年度）」を、平成26年3月に「第二次中期経営計画（平成26年度～平成28年度）」を策定し、精神障害者を主たる対象とした事業を展開してきました。

今般、次期中期経営計画の策定に当たり、社会情勢や経営環境の大きな変化及び当法人の現状を踏まえ、対応すべき課題について検討してきました。これらに対応するため、当法人としては、2025年時点のあるべき姿をビジョンとしてまとめ、それを達成するための行動計画としての「社会福祉法人緑仙会中期経営計画（平成29年度～平成33年度）」を策定し、地域福祉の推進に、より一層貢献していくことを基本方針としています。

1. 経営理念

利用者一人ひとりの尊厳と権利を守りながら、その主体性及び自己決定を尊重した支援を行い、すべての人々が安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

2. 経営方針

地域の福祉課題を踏まえた障害福祉サービスを実施し、経営組織体制の強化及び事業運営の透明性向上に取り組みます。

3. ビジョン（8年後の2025年時点における当法人のあるべき姿：目標）

◆ ビジョン①

精神障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう支援の充実が図られている。

◆ ビジョン②

社会福祉法人として地域における福祉課題に積極的に取り組んでいる。

◆ ビジョン③

仙台市の外郭団体として適切な法人運営がなされている。

4. 計画の構成

計画は、ビジョン達成のため3つの基本項目に整理し、それぞれの「現状と課題」の洗い出しを行い、平成33年度末における達成目標、具体的な取組、成果指標の整理をしました。

◆ビジョン①	精神障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう支援の充実が図られている。
基本項目 1	精神障害者支援の推進
具体的な取組 1	地域生活への移行の推進
具体的な取組 2	地域生活支援の充実
具体的な取組 3	就労支援の強化
具体的な取組 4	精神障害者の高齢化に伴う支援の充実
具体的な取組 5	福祉政策を検討する各種協議会等への参画と提言

◆ビジョン②	社会福祉法人として地域における福祉課題に積極的に取り組んでいる。
基本項目 2	地域における公益的取組の推進
具体的な取組 1	地域における単身障害者等への支援
具体的な取組 2	精神障害者支援のための地域への啓発活動

◆ビジョン③	仙台市の外郭団体として適切な法人運営がなされている。
基本項目 3	法人運営基盤の強化
具体的な取組 1	財務規律の強化
具体的な取組 2	職員の人材育成
具体的な取組 3	組織統治（ガバナンス）の確立

5. 計画の期間

平成29年度から平成33年度の5年間

6. 中期経営計画策定の流れ

策定方針検討（H28.2 ～ H28.4）



計画素案策定（H28.4 ～ H28.11）



計画案策定（H28.12 ～ H29.3）



「社会福祉法人 緑仙会 中期経営計画」の承認（H29.3）



「社会福祉法人 緑仙会 中期経営計画」の公表（H29.4）

2. 基本項目

基本項目 1 精神障害者支援の推進

現状と課題

- わが国は、平成16年に「精神保健福祉医療の改革ビジョン」により「入院医療中心から地域生活中心へ」という方策を掲げ、10年間で受入条件が整えば退院可能な7万人の解消を図るとして、平成18年度から都道府県地域生活支援事業として退院促進支援事業を実施しました。平成24年度からは地域移行支援事業として実施されていますが、目標が十分に達成されているとはいえ、長期入院者等への支援は今もなお重要な課題となっています。
- 仙台市では、精神障害者保健福祉手帳の所持者数、精神障害により障害福祉サービスを利用している者の数が年々増加しています。こうした状況の中、仙台市障害者保健福祉計画では、重点プロジェクトの一つに「精神障害者への施策の充実」が掲げられています。また、第4期仙台市障害福祉計画（平成27～29年度）では、障害者施策を推進するための方策の第一に「相談支援体制の充実」が挙げられており、相談支援体制の強化による精神障害者の地域生活支援の充実が求められています。
- わが国においては、平成18年の障害者自立支援法の施行時から障害者の就労支援が重要な施策として展開されてきました。平成30年度からは精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加わることになり、精神障害者雇用への注目が高まっています。また、重度の障害者でも、状態に応じた就労の機会を提供することは、障害者の自立と社会参加のためには重要なことであり、工賃向上に取り組みながら、多様な働き方の機会をより一層充実させていかなければなりません。
- 精神障害者における高齢者の占める割合が、わが国の人口全体の高齢化率以上に高いことが指摘されています。厚生労働省の平成26年患者調査によれば、精神疾患を有する外来患者数のうち、65歳以上が占める割合が36.7%で、精神疾患を有する入院患者数のうち、65歳以上が58.5%と半数以上を占めています。介護保険制度の改正に伴い、本人の社会参加による介護予防という考え方が前面に出されました。住み慣れた地域で生きがいや楽しみをもって暮らし続けることができるように、高齢化する精神障害者への支援を充実させていく必要があります。
- 仙台市では、平成18年に仙台市障害者自立支援協議会が設立されました。障害者相談支援事業所ほっとすぺーすは、青葉区障害者自立支援協議会「サポネットあおば」の運営団体としてその中核を担い、全体会や各種検討部会にも参画しています。「障害のあるなしに関わらず、誰もが住みやすい地域づくり」を目指して、関係機関が互いの連携をより一層強化しながら、積極的に政策提言を行っていくことが重要です。

具体的な取組 1 地域生活への移行の推進

① 入院中の精神障害者の退院に向けた相談と調整、退院後の支援（ほっとすぺーす）

ほっとすぺーすでは、地域移行支援事業における退院支援を含め、入院中の精神障害者等に対する訪問や相談等を行いながら、退院に向けた調整を行います。

また、退院後に安心して地域生活ができるように、地域定着支援事業やその他の必要な支援を行います。

② 入院中の精神障害者に対する新規利用の促進（ウインディ広瀬川）

ウインディ広瀬川では、長期入院や入院を繰り返している精神障害者に対して、体験利用を実施しながら本人の生活訓練に対する意欲を高め、新規利用の促進を図ります。

また、相談支援事業所が行う地域移行支援事業において、体験宿泊を依頼された場合には、積極的に受入れを行っていきます。

③ 生活訓練から地域生活への移行支援（ウインディ広瀬川）

ウインディ広瀬川では、利用者一人ひとりの生活課題や目標に応じた生活訓練を実施し、本人が希望する地域生活への移行を支援します。また、地域移行後の生活が安定するように、アフターケアとして訪問等の支援を行います。

実施項目			スケジュール及び成果指標				
			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
相談支援事業における入院から退院にむけた支援の利用件数			40人	40人	40人	40人	40人
入院からの自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練事業新規利用者数			10人	10人	10人	10人	10人
生活訓練から地域生活への移行者数			10人	10人	10人	10人	10人
ウインディ 広瀬川	自立訓練 （生活訓練）	1日平均 利用者数	13人	14人	14人	15人	15人
	宿泊型自立 訓練	1日平均 利用者数	13人	14人	14人	15人	15人

具体的な取組 2 地域生活支援の充実

① 地域で困難を抱えながら生活している障害者等への支援（ほっとすぺーす）

ほっとすぺーすでは、地域で生活している障害者やその家族等の相談に応じ、訪問、面接、同行等の支援を行います。特に、生活に困難を抱えながらも福祉サービスを利用しないまま暮らしている障害者への支援を積極的に実施していきます。

② 計画相談支援（ほっとすぺーす）

ほっとすぺーすでは、障害福祉サービスの利用希望者に対して適切なサービスを提供するために、関係機関との連携の下、ケアマネジメントの手法を用いながら、サービス等利用計画の作成と定期的な振り返りを行います。

③ 短期入所（ウインディ広瀬川）

休息を目的に利用することができる短期入所事業（ショートステイ）をウインディ広瀬川において実施します。

④ 災害時の福祉避難所の開設（ウインディ広瀬川、パルいずみ、パル三居沢）

当法人の事業所は、災害が発生した場合に避難所での生活に特別の配慮を必要とする障害者等を受け入れる福祉避難所の指定を仙台市から受けており、仙台市が福祉避難所の開設を決定した場合には、必要とされる支援を提供いたします。

実施項目	スケジュール及び成果指標				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
相談支援事業延べ利用者数	3,000件	3,000件	3,000件	3,000件	3,000件
サービス等利用計画作成件数	140件	140件	140件	140件	140件
短期入所事業延べ利用者数	630人	630人	630人	630人	630人
福祉避難所開設・運営訓練	2回	2回	2回	2回	2回

具体的な取組 3 就労支援の強化

① 一般就労へ向けた支援（パルいずみ、パル三居沢）

パルいずみでは、就労移行支援事業において、一般就労を希望する利用者に対して必要な訓練を実施し、企業との調整を図りながら本人が希望する就職ができるよう支援します。

また、パルいずみ及びパル三居沢の就労継続支援B型事業の利用者においても、一般就労希望者については、必要な情報提供や作業訓練、関係機関との連携により本人の目標達成に向けた支援を行います。

② 職場定着のための支援（パルいずみ）

パルいずみでは、就職後の職場定着を図るため、企業担当者との情報交換、職場訪問、本人からの相談への対応等、期限を設けずに丁寧なアフターフォローを行っていきます。

③ 就労継続支援B型事業による多様な就労機会の提供（パルいずみ、パル三居沢）

パルいずみ及びパル三居沢では、どんなに重い障害があっても本人の働きたいという思いに応えられるよう、就労継続支援B型事業において、利用者一人ひとりの目標や状況に応じた就労機会を提供します。

④ 工賃向上へ向けた取り組み（パルいずみ、パル三居沢）

パルいずみ及びパル三居沢では、就労継続支援B型事業において目標工賃額を設定し、利用者一人ひとりの自立と社会参加を支援するために、工賃向上に向けて取り組みます。

実施項目			スケジュール及び成果指標				
			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
就労移行支援事業による一般就労者数 パルいずみ 定員6名			3人	3人	3人	3人	3人
就職後の職場定着のために支援した人数			7人	10人	13人	16人	19人
就労移行支援事業 の利用者数	パルいずみ 定員6名	1日平均 利用者数	3人	4人	4人	5人	6人
		延べ 利用者数	720人	960人	960人	1,200人	1,440人
就労継続支援B型 事業の利用者数	パルいずみ 定員24名	1日平均 利用者数	16人	18人	20人	22人	24人
		延べ 利用者数	3,840人	4,320人	4,800人	5,280人	5,760人
	パル三居沢 定員20名	1日平均 利用者数	16人	17人	18人	19人	20人
		延べ 利用者数	3,840人	4,080人	4,320人	4,560人	4,800人
就労継続支援B型 事業の工賃	パルいずみ	平均月額	11,500円	12,500円	13,500円	15,000円	16,500円
	パル三居沢	平均月額	9,000円	10,000円	11,000円	12,500円	14,000円

具体的な取組4 精神障害者の高齢化に伴う支援の充実

① 就労継続支援B型事業における高齢化に伴う利用者への支援（パルいずみ、パル三居沢）

パルいずみ及びパル三居沢の就労継続支援B型事業において、日中活動を希望する高齢精神障害者を積極的に受け入れ、支援します。

② 相談支援事業における高齢精神障害者への支援（ほっとすぺーす）

ほっとすぺーすでは、地域包括支援センター等関係機関との連携を図りながら、高齢化している精神障害者が自ら希望する地域生活を維持するための支援や介護保険への移行に伴う調整を行います。

実施項目		スケジュール及び成果指標				
		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
65歳以上の利用者の割合 就労継続支援B型事業	パルいずみ 定員24名	8.3%	8.3%	12.5%	20.8%	29.1%
	パル三居沢 定員20名	15%	15%	20%	20%	25%
相談支援事業により障害福祉サービスから 介護保険への移行を支援した人数		3人	3人	3人	3人	3人

具体的な取組5 福祉政策を検討する各種協議会等への参画と提言

仙台市障害者自立支援協議会における各種検討部会、青葉区障害者自立支援協議会、泉区障害者自立支援協議会その他地域移行推進連絡会等に参画し、仙台市における精神障害者福祉の推進と充実に向けて積極的な提言を行います。

実施項目	スケジュール及び成果指標				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
仙台市の各種協議会等への参加回数	50回	50回	50回	50回	50回

基本項目 2 地域における公益的取組の推進

現状と課題

- わが国における福祉ニーズが多様化・複雑化する中、社会福祉法人は公益性の高い法人として、既存の制度の対象とならないサービスや他の経営主体では対応が困難な福祉ニーズに対応し、地域社会に貢献していくことが期待されています。平成28年4月に施行された改正社会福祉法では、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供することが社会福祉法人の責務として規定されました。
- 障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました。精神障害に関しては、誤解や偏見を持たれやすく、地域住民の理解を促していくことは、ますます重要になっています。仙台市においても「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害がある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」が制定され、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指すこととされています。

具体的な取組 1 地域において単身で生活する障害者等への支援

民生委員児童委員や町内会等と連携しながら、当法人の周辺地域において単身生活をしている障害者、日常生活又は社会生活に困難を抱えている障害者や家族、高齢者等の状況について把握し、訪問や見守り等のサービスを提供します。

実施項目	スケジュール及び成果指標				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
民生委員児童委員や町内会等との話し合いによる地域ニーズの把握	4回	4回	4回	4回	4回
地域において単身で生活する障害者等への訪問件数	12件	12件	12件	12件	12件

具体的な取組 2 精神障害者支援のための地域への啓発活動

関係機関や各種団体等が主催するイベントでの講演、当法人が企画する学校や企業を対象とした出前講座等により、地域住民に対して精神障害や精神障害者福祉についての理解を深めてもらえるように啓発活動を行います。

実施項目	スケジュール及び成果指標				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
地域における多様な場での啓発活動	2回	2回	2回	2回	2回

基本項目 3 法人運営基盤の強化

現状と課題

- 当法人の収入は、仙台市からの指定管理料及び委託料が多くを占めています。健全な財務規律を確立していくためにも、利用者数の増加及び利用率の向上を図りながら、適切な収益を確保していくことが必要です。また、自主財源を強化していくことも重要な課題となっています。
- 当法人では、有資格者を積極的に採用しておりますが、これからも専門性の高いサービスを提供し続けるために、計画的な職員研修や人事評価の実施により、人材育成を図っていきます。
- 社会福祉法人の使命を果たすには、市民を始め、地域福祉推進の担い手である幅広い関係機関や団体からの理解や信頼が必要不可欠です。地域に開かれた組織として説明責任を果たし、法人運営の透明性を確保するため、事業や財政状況などの情報を誰にもわかりやすい形で公表することが求められています。また、市民や関係団体からの信頼を得るためには、職員一人ひとりが、仙台市の外郭団体の職員としての自覚と高いコンプライアンス意識を持ちながらその責務を果たすことが重要です。
- 利用者の安全を確保し、また、個人情報の厳正な取扱い等に対応するため、当法人では、安全対策委員会を設置して法人としての取り組みを実施してきました。リスクマネジメントを推進していくためには、引き続き当委員会を開催し、法人全体で事故防止や個人情報保護等に取り組むことが重要です。

具体的な取組 1 財務規律の強化

① 健全な財務規律の確立

各事業所ごとの適切な稼働目標を設定し、目標達成に向けた取組を実施します。別紙「利用者数及び収入の増加に向けた行動計画」を推進しながら、健全な財務規律を確立します。

実施項目	スケジュール及び成果指標				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
障害福祉サービス費の額					
ウインディ広瀬川					
自立訓練（生活訓練）・	25,900 千円	27,900 千円	27,900 千円	29,900 千円	29,900 千円
宿泊型自立訓練（定員20名）	29,400 千円	31,700 千円	31,700 千円	34,000 千円	34,000 千円
短期入所（定員3名）	4,900 千円	4,900 千円	4,900 千円	4,900 千円	4,900 千円
パルいずみ					
就労移行支援（定員6名）	6,600 千円	8,800 千円	8,800 千円	11,000 千円	13,200 千円
就労継続B型（定員24名）	24,500 千円	27,600 千円	30,600 千円	33,700 千円	36,800 千円
パル三居沢					
就労継続B型（定員20名）	25,000 千円	26,500 千円	28,000 千円	29,700 千円	31,000 千円

ほっとすペース 計画相談	6,500 千円	6,500 千円	6,500 千円	6,500 千円	6,500 千円
-----------------	----------	----------	----------	----------	----------

② 自主事業の実施（福祉専門職の人材育成等）

福祉サービスに対する需要が増大し、質の高い福祉専門職の育成が急務の課題となっている中、精神保健福祉士は、医療・保健・福祉・教育等にまたがる広い領域で活動する専門職として期待されています。また、精神疾患や精神障害について理解のある看護師や学校教員等を養成することも重要です。当法人では、各種教育機関等と連携しながら、精神保健福祉援助実習、精神看護学実習、介護等体験実習等の実習生を積極的に受け入れ、地域の福祉人材を育成します。また、専門研修において講師等を担うことにより、福祉専門職の育成に貢献します。

実施項目	スケジュール及び成果指標				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
実習生の受入れ等による 自主財源の年間収入額	600 千円	700 千円	800 千円	900 千円	1,000 千円

具体的な取組 2 職員の人材育成

① 法人職員研修の実施

高いモラルと専門性を持った職員を育成するため、法人職員研修を計画的に実施します。

実施項目	スケジュール及び成果指標				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
法人職員研修の 実施	法人職員研修 の実施	法人職員研修 の実施	法人職員研修 の実施	法人職員研修 の実施	法人職員研修 の実施 法人職員研修 計画の見直し

② 人事評価の実施

効果的な人事評価を実施することにより、職員の能力開発、組織の活性化と業務効率の向上を図っていきます。

実施項目	スケジュール及び成果指標				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度

人事評価の実施	人事評価の実施	人事評価の実施	人事評価の実施	人事評価の実施	人事評価の実施 人事評価制度の見直し
---------	---------	---------	---------	---------	-----------------------

具体的な取組 3 組織統治（ガバナンス）の確立

① 組織の透明性と信頼性の確保

○情報公開の充実

当法人は、これまでも事業計画・報告書及び財務諸表などを公開してきましたが、当法人の経営情報について、広報委員会を中心にホームページ等を活用しながら、更にわかりやすい方法で公開していきます。

実施項目	スケジュール及び成果指標				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
情報公開の充実	公開内容の見直し	広報誌・ホームページ等掲載内容の充実	実施・改善	実施・改善	実施・改善
広報委員会の運営	広報委員会の運営	広報委員会の運営	広報委員会の運営	広報委員会の運営	広報委員会の運営

○コンプライアンス意識の向上

職員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、管理職を始めとする職員への研修を毎年1回実施します。また、行動規範や当法人のコンプライアンス推進体制などを記載したハンドブックを作成し、業務研修を行うなど、職員への周知徹底を図ります。

実施項目	スケジュール及び成果指標				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
コンプライアンス研修の実施	1回	1回	1回	1回	1回
ハンドブックの作成	ハンドブック素案検討	ハンドブック作成・配付 (研修でハンドブックの内容を周知徹底する)	研修後にアンケートによるコンプライアンスに関する意識調査	意識調査をもとにしたハンドブックの見直し	ハンドブック作成・配付

② リスクマネジメントの推進

安全対策委員会を中心に事故防止や個人情報保護等への対策を強化しつつ、利用者の安全を図っていきます。また、法人全体の総合防災訓練を実施するなど、災害時の対応にも努めていきます。

実施項目	スケジュール及び成果指標				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
安全対策委員会の運営	安全対策委員会の運営	安全対策委員会の運営	安全対策委員会の運営	安全対策委員会の運営	安全対策委員会の運営 安全対策委員会の検証
法人総合防災訓練の実施	1回	1回	1回	1回	1回

計画の推進

本計画では、当法人が取り組むべき基本項目や積極的に推進していくために必要な組織基盤の強化について、現状と課題を踏まえ、具体的な取組を掲げています。計画の推進については、年次目標を立て、評価・検証しながら、計画的かつ柔軟に取り組むことで、効果的・効率的に事業を推進し、実行性のあるものとしします。また、本計画を積極的に推進していくための体制を構築し、進捗状況の把握や評価を行い、社会情勢や仙台市の動向なども見据え、計画の見直しが必要な場合は、本計画期間内での変更も行います。「利用者一人ひとりの尊厳と権利を守りながら、その主体性及び自己決定を尊重した支援を行い、すべての人々が安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。」という当法人の経営理念に基づき、本計画を実行し、組織の長期的・持続的発展を目指します。